
令和2年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和2年6月11日(木) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田 悦子
	3番	山寄	幸臣	4番	田中 豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山 武
	7番	河村	久雄	10番	谷尾 友枝
	11番	宮本	彰太郎		

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	竹内	俊雄	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 8番 田中 正則 9番 木原さち子 荻原 晴雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 6番 丸山 武 | 7番 河村 久雄 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 安部 泰己 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席者は、農業委員2名。農地利用最適化推進委員1名です。</p> <p>出席者数は農業委員12名です。定足数に達していますので、令和2年度第3回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	「農業委員会憲章唱和」
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、6番 丸山 武委員、7番 河村 久雄委員にお願いします</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。</p> <p>今月は9件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。</p> <p>今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号2-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号2-1 朗読後、説明】

土地の所在地：稗谷地内 台帳地目：畑 現況地目：田 面積：40㎡

墓地を目的とした転用です。

場所ですが、議案書の2ページから4ページに図面を付けておりますが、稗谷集落の南西側の農地になります。

土地利用計画図、雨水污水排水計画図は5ページ、また、墓地の立面図及び平面図は6ページに付けております。

理由につきましては、既存の墓地が山林の傾斜地にあり、大雨等による自然災害の発生の恐れがあるため移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピーにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

行政庁の許認可についてですが、墓地等の経営に関する事前指導は協議終了しており問題ないと考えます。

事業計画書を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺の農地への影響ですが、東側と南側は道路、西側と北側は農地になっています。隣接耕作者の同意は得られています。申請地には盛土を行い、擁壁を設けます。雨水は自然流下で、既設の道路側溝へ放流します。污水排水は発生しません。周辺の農地への影響はないと考えます。

	<p>また、被害防除については、速やかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、4番 田中豊秋 委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
田中委員	<p>調査報告を行います。4条申請に至った経緯ですが、申請地については墓地設置の事前指導願が八頭町町民課に提出されていると伺いました。</p> <p>現在の墓地は、山中に所在し竹林及びイノシシの被害が出ていますので、管理の容易な申請地に移設したいとのことでした。</p> <p>調査日は6月1日の午前、申請人の父親と現地で立会しました。</p> <p>申請地の西側には約2m超の上の斜面の上に柿が栽培されています。</p> <p>なお、隣接の畑耕作者には墓地を設置する旨の同意を得ているとの説明がありました。</p> <p>申請地の南側は県道であります。現地は表土がめくられて、西側の斜面からの土砂等の崩落に備えてコンクリートブロックが4段積み上げられています。</p> <p>申請地の表土は道路挟んだ対面の田んぼに、田植えの前に入れて均したということでした。問題はないと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山岸委員	<p>議案書4ページ。申請地の台帳図面の写しだと思います。こちらには、図面の中に面積40.26㎡と記載があります。議案書の登記面積は40㎡と記載されています。この違いはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>地積の図面には測量した面積数値を表示しております。登記簿には10㎡以上の宅地及び鉱泉地以外の田畑などは小数点以下切捨てで登記簿に搭載されます。</p> <p>よって、この場合は、登記地目は畑でありますので、登記簿には小数点以下の表示がなされていないので、議案書には小数点以下は表示していません。</p> <p>地籍図面は実測値の小数点以下が表示されています。</p>

山寄委員	<p>小数点以下の0.26㎡が農地として台帳に残ることはないのですね。</p>
事務局	<p>小数点以下も含めてすべての面積が転用対象面積となり、小数点以下の0.26㎡の面積部分が畑として残ることはありません。今後は資料の表示の仕方を検討します。</p>
山本推進委員	<p>この墓地は道路から20m以内に設置されるようですが、墓地の許可指導において、塀おいをして墓石などを隠さないといけなと思うが、この墓地の立面図、平面図には塀おいの記載がありません。確認をしておいてください。</p>
事務局	<p>墓地の設置についての指導は、八頭町役場町民課が担当課となります。設置においての事前指導内容を確認し、塀おいの設置の指導がなされていれば、指導について再確認していただくよう念押しします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、ほかに質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和2年5月29日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の7ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規7件、更新17件、合計24件です。面積は田8,964㎡、畑42,252㎡、合計51,216㎡です。</p>

	<p>中間管理事業分は新規7件、更新6件、合計13件です。面積は田23,002㎡、畑3,765㎡、合計26,767㎡です。</p> <p>すべて八頭町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号32-1から55-24について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで通常の利用権設定分 受付番号32-1から55-24について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理の利用権設定分 受付番号26-1から38-13について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで中間管理の利用権設定分 受付番号26-1から38-13について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議</p>

	を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より令和2年5月29日付で農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号329-1から341-13について説明します。 先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地26,767㎡を借受け希望のありました地域の農業法人2法人へ3,379㎡及び12,885㎡、その他3名の個人耕作者へ10,503㎡を配分するものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行います。初めに、整理番号329-1から332-4につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、整理番号329-1から332-4について申請どおり決定します。 続きまして、整理番号333-5についての審議ですが、これは丸山武委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により丸山委員は一時退席をお願いします。
	（丸山委員退席）
	それでは整理番号333-5につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

-
- 議長（会長） 異議なしということで、整理番号333-5について申請どおり決定します。
丸山委員は入室してください。
- （丸山委員入室）
- 続きまして、整理番号334-6から339-11につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、整理番号334-6から339-11について申請どおり決定します。
続きまして、整理番号340-12に及び341-13についての審議ですが、これは山根祐一委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。
- （山根委員退席）
- それでは整理番号340-12及び341-13につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、整理番号340-12及び341-13について申請どおり決定します。
山根委員は入室してください。
- （山根委員入室）
- 議長（会長） 以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について
-

事務局	<p>審議を終了します。 続きまして、日程第6 その他について事務局よりお願いいたします。</p> <p>●新任期の農業委員・農地利用最適化推進委員選任進捗状況について 農業委員候補者については、6月5日八頭町議会選任同意議決を得ましたことを報告します。</p> <p>●次回農業委員会 次回農業委員会は、7月10日（金）13時30分から船岡地区公民館__大集会室で開催します。 以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第3回農業委員会を終了します。
	終了（14時10分）
